

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和8年(2026年)1月23日

大阪狭山市監査委員

瀧 藤 憲 彦

北 好 雄

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

(1) 総務部 税務グループ

- ・税務管理事業
- ・市民税賦課・課税事業
- ・諸税賦課・課税事業
- ・固定資産税賦課事業
- ・市税徴収事業
- ・納税奨励事業

(2) まちづくり推進部 道路グループ

- ・道路橋梁管理事業
- ・道路維持事業
- ・交通対策管理事業
- ・駅前自転車置場事業
- ・交通事故をなくす運動事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・市循環バス事業

2 対象事務

令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された財務及びその他の事務。ただし、必要に応じて令和6年度を含む。

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合规性に主眼を置き、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施し、税務グループの切手の保管及び管理に関する事務においては実査を行った。

また、当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により監査対象のリスクの内容及

び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和7年11月26日から令和7年12月24日まで実施した。

第6 監査の結果

財務及びその他に関する事務については、関係法令等に則り概ね適正に執行されているものと認められた。